入　札　情　報

公表日　　令和８年１１月９日

令和８年度－公募型指名競争入札（期間入札） 第　SS-4　号	スポーツ振興課

次により、公募型指名競争入札（期間入札）を行いますので、地方自治法、同法施行令、高松市契約規則(※)、高松市契約事務処理要綱(※)、高松市公募型指名競争入札試行要領(※)、高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をＦＡＸで送信してください。

なお、送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、ＦＡＸの受信が直ちに指名につながるものではありません。

また、ＦＡＸによる送信が不都合な場合は、持参も可とします。

公募型指名競争入札の解説など

・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「事業者の方」〉「入札・契約情報」〉「契約監理課ホームページ」の「例規・要綱等」に掲載しています。
・入札参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を令和8年11月13日(金)正午までにスポーツ振興課に提出する必要があります。御注意ください。

１　入札に付する事務	高松市屋島競技場陸上競技大会運営システム更新業務委託
２　業務の履行場所	高松市屋島競技場
３　業務の種類	システム機器の更新
４　業務概要	高松市屋島競技場陸上競技大会運営システム更新業務委託　一式
５　履行期間	契約締結日から令和９年２月２４日（水）まで
６　予定価格 （税抜き価格）	非公表
７　最低制限価格 （税抜き価格）	設定しない
８　業務の保証期間	完了の日から向３年間
９　入札保証金	要しない

１０　契約保証金	要する（契約金額の１００分の１０以上の額（高松市契約規則第２４条各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。）））
１１　支払条件	完了払
１２　入札参加条件	（１）　申請日現在、当該業種において、高松市の物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿の業種名「コンピュータ機器類」、「情報機器」、「システムの設計・開発」、「システムの保守・管理」又は「その他の運動用具類」に登載されて、連続して２年を経過している**市内企業、準市内企業又は市外企業**（市内企業、準市内企業又は市外企業の定義は、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準による。）であること。 （２）　「高松市屋島競技場　物品物仕様書」を満たすシステム等の取扱いがあること。 （３）　高松市公募型指名競争入札試行要領第４条第１項第１号及び第５号から第７号までに掲げる要件を満たすこと。 （４）　国、香川県及び高松市税の滞納がないこと。 （５）　指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 （６）　高松市指名停止等措置要綱（平成２４年高松市告示第４０３号）に基づく指名停止期間中でないこと。
１３　入札参加申請	入札参加を希望する者は、「公募型指名競争入札参加申請書」を持参、郵送又はＦＡＸにより提出すること。 （１）　持参の場合 高松市役所７階　スポーツ振興課に持参すること。 （２）　郵送の場合 一般書留又は簡易書留により「２１問合せ先」まで郵送のこと。 （３）　ＦＡＸの場合 ０８７－８３９－２０１５までＦＡＸ送信すること。
１４　参加申請書提出期間	令和８年１１月９日（月）から 令和８年１１月１３日（金）（正午必着）
１５　指名（非指名）通知	（１）　入札参加資格の有無について、令和８年１１月１７日（火）までにＦＡＸで送信する。 （２）　指名した者には入札通知書を送信し、指名しなかった者にはその理由を送信する。
１６　現場説明	実施しない。

１７　質問及び回答		（１）　本業務の内容に質問がある場合は、令和８年１１月１８日（水）午後５時までに「質問及び回答書」をスポーツ振興課にＦＡＸで送信すること。 ※　質問受付ＦＡＸ番号０８７－８３９－２０１５ （２）　受け付けた質問に関する回答は、問合せ事業者名を伏せて、指名通知を受けた者全員に、令和８年１１月１９日（木）にＦＡＸで回答する。 仕様書同様、これを熟知の上、入札すること。 ※　回答が遅れる場合は、その旨通知する。 （３）　次の書類間に相違がある場合の優先順位は、①から③までの順番とし、これにより難い場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 ①　契約書 ②　質問に対する回答書 ③　仕様書
１８　入札書の提出先及び提出期間		（１）　提出期間　令和８年１１月２０日（金）から 令和８年１１月３０日（月）まで （同日午後５時必着） （２）　提出方法　郵送又は持参による 郵送の場合、一般書留又は簡易書留により郵送することとする。 持参の場合、受付時間は、平日の午前８時３０分から午後５時までとする。 （３）　提出先　〒７６０－８５７１ 高松市番町一丁目８番１５号 高松市創造都市推進局スポーツ振興課
１９　開札	日時	令和８年１２月２日（水）午前９時
	場所	高松市役所　３階　３２会議室
２０　再度入札		（１）　提出期間　令和８年１２月３日（木）から 令和８年１２月７日（月）まで （同日午後５時必着） （２）　提出方法　郵送又は持参による 郵送の場合、一般書留又は簡易書留により郵送することとする。 持参の場合、受付時間は、平日の午前８時３０分から午後５時までとする。 （３）　提出先　〒７６０－８５７１ 高松市番町一丁目８番１５号 高松市創造都市推進局スポーツ振興課
１９　再度開札	日時	令和８年１２月８日（火）午前９時
	場所	高松市役所　３階　３２会議室
２１　問合せ先		高松市　創造都市推進局　スポーツ振興課　管理係 ・電話番号　０８７-８３９-２６２６ ・ＦＡＸ番号　０８７-８３９-２０１５ ・E‐mail　shispo@city.takamatsu.lg.jp

【注意事項】

（１） 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。

（２） 参加申請をした者又は入札参加者が１者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとします。

（３） 入札の無効等については、地方自治法施行令第１６７条の１１第１項において準用する同令第１６７条の４及び第１６７条の１１第１項、高松市契約規則第１７条において準用する同規則第５条及び第１２条の４並びに「入札参加者の心得」による。

（４） 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」を始め、重要事項を記載している。

（５） 入札書については、期間入札（試行）に関する留意事項の「５入札書」に記載のとおり、所定の様式を使用し、入札書の日付は、開札日ではなく、入札金額を記載した日とすること。

（６） 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（７） 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為をしないこと。

（８） 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。

（９） 契約の締結については、高松市契約規則第２０条に定めるところによる。

(10) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(11) 契約保証金 次に定めるところによる。

ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額の１００分の１０に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第２３条において準用する同規則第８条第２項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

イ　契約保証金には利子を付さないものとする。

ウ　落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

【高松市指名停止等措置要綱別表第２６号の運用基準】

平成２４年６月１日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第２６号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表していますので、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第２６号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

１　要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

（１）　予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為

（２）　入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為

（３）　監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為

（４）　市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為

（５）　執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為

（６）　暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反

（７）　市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、（５）以外は法定事項である。

（１）　所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する

等、法定労働時間の週４０時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。 また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

（２） 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

（３） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

（４） 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

（５） 本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。

（６） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

（７） 上記(１)から(６)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。